

# 愛知県立春日井高等特別支援学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめは絶対に許さない、見逃さないという教職員の共通理解のもと、日頃から生徒と対話をし、わずかな変化や悩みを見逃さず、学校全体で組織的に指導に当たっていかなければならない。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組まなければならない。また、コミュニケーションが苦手な生徒や実体験の乏しい生徒が、様々な体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図るとともに、家庭との連絡を密にし、生徒の現状の適切な把握に努める必要がある。

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### (I) 「いじめ・不登校対策委員会」について

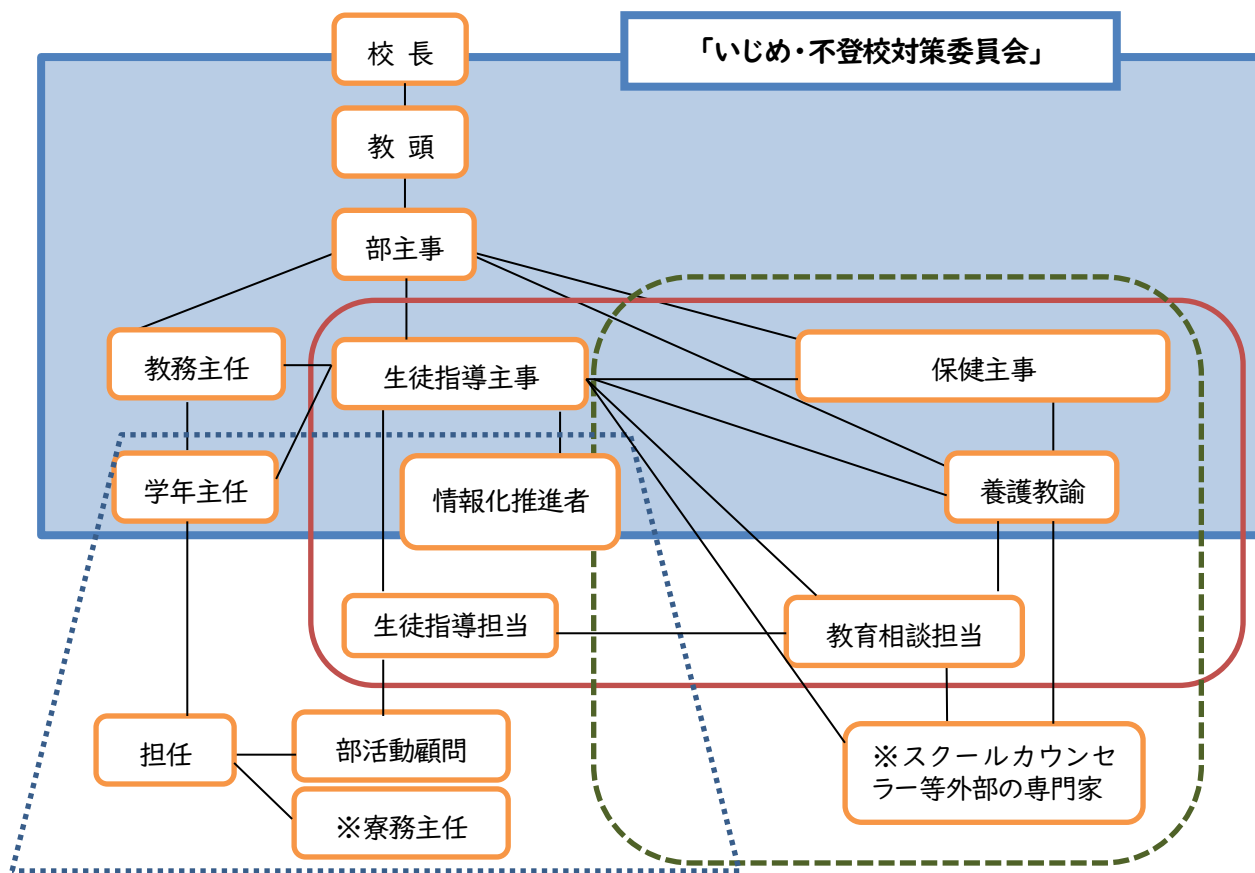
#### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、寮務主任（※）、学年主任、養護教諭、該当担任、進路指導主事（※）、情報化推進者：ネット対応（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）※印は必要に応じて

#### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって、関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】

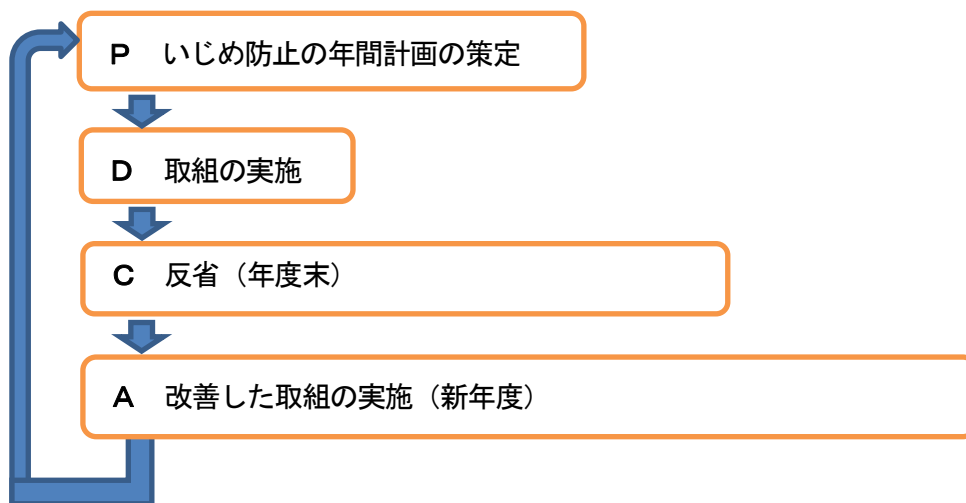


※    は、指導・支援チーム。事案によってメンバーを柔軟に変える。

必要に応じて寮務主任、外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（P D C Aサイクル）



## イ 教職員への共通理解と意識啓発

(ア) 年度初めの職員会議等で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

(イ) 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を部会等で報告する。

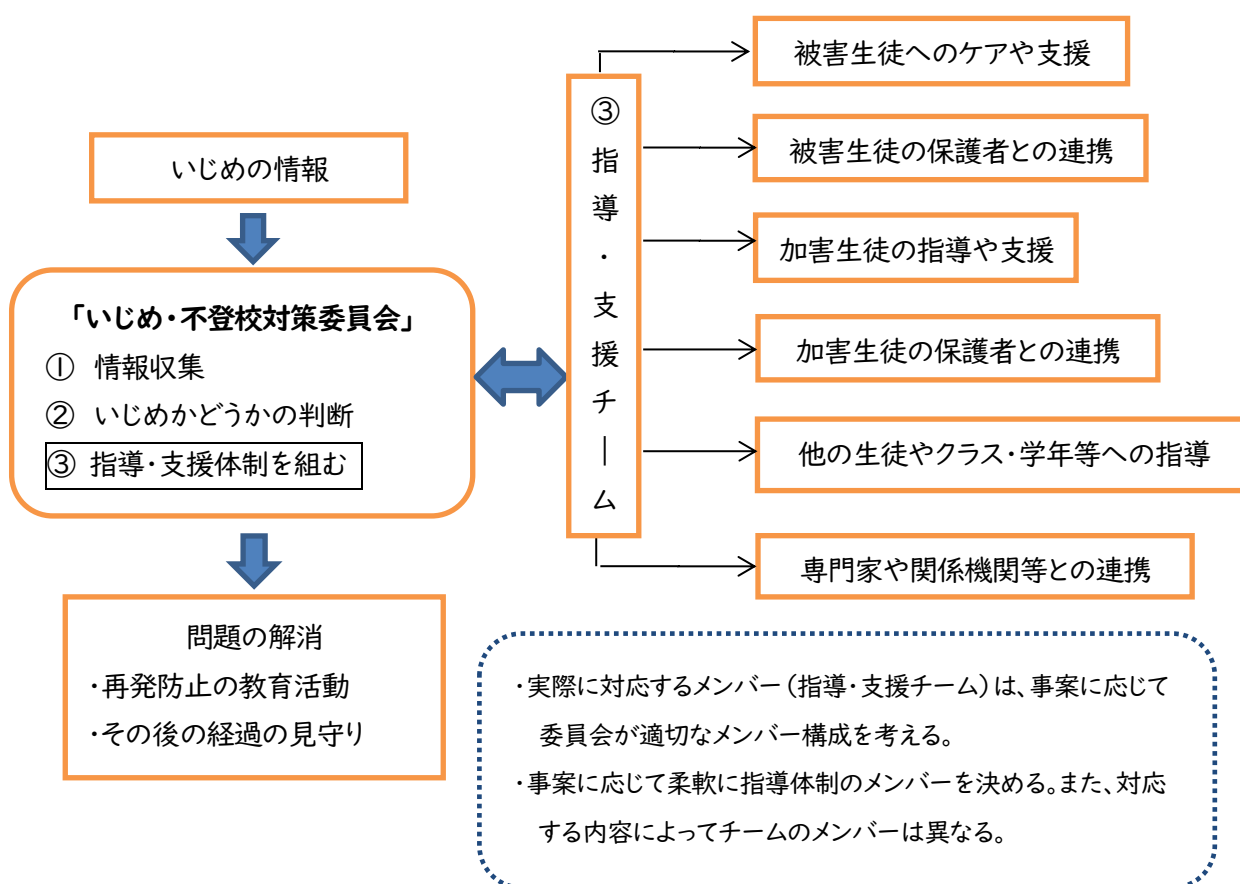
(ウ) 職員朝礼時の生徒情報や学年会等で生徒の状況について伝え、共通理解を図る。

(エ) 現職研修で「情報モラル」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

## ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## オ 重大事態への対応

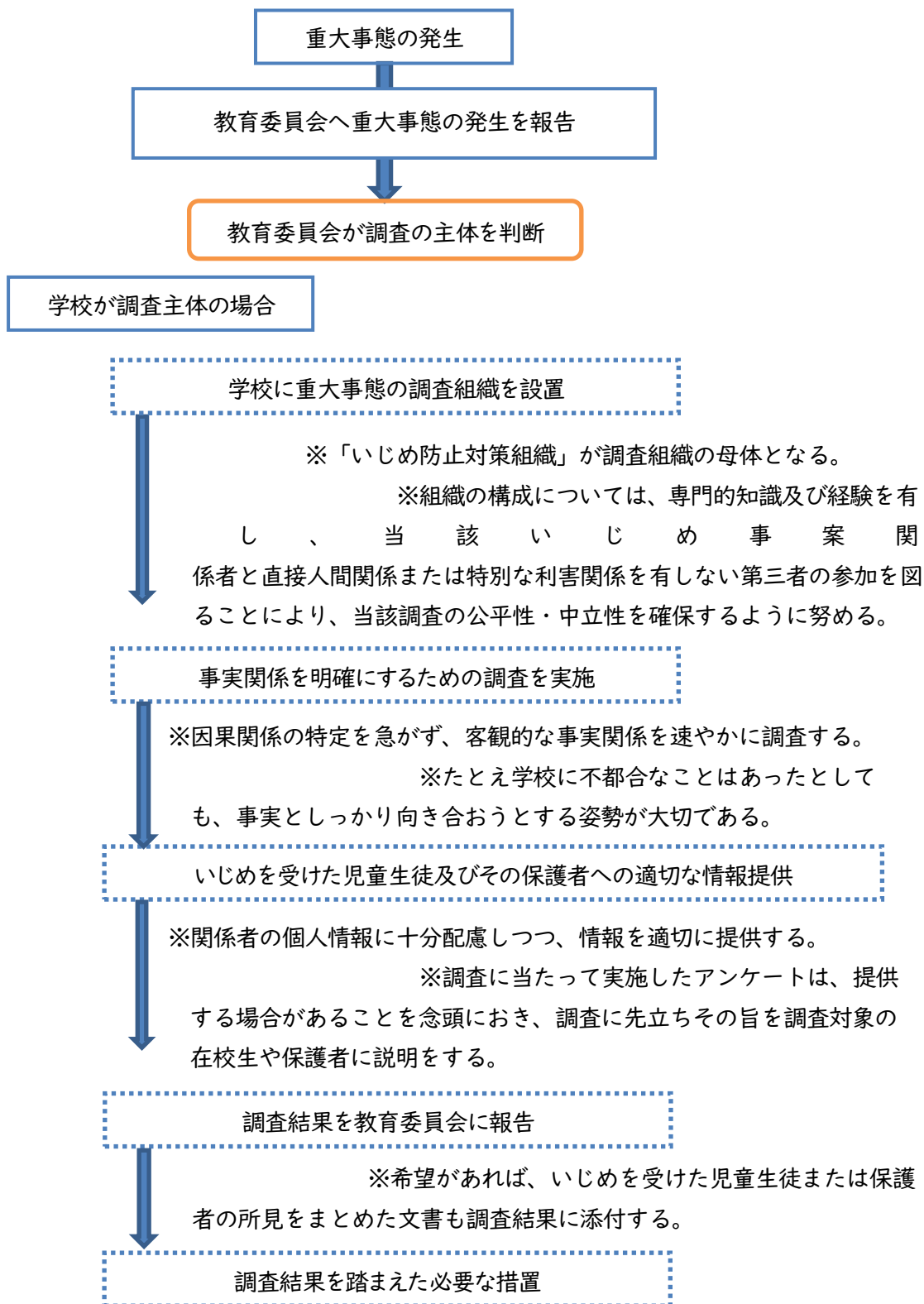
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家等を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 全ての教職員がいじめ防止基本方針に基づき、いじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 保護者だけでなく教職員も授業参観を積極的に行い、授業中における生徒の変容などの把握に努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、日頃から生徒に言葉かけをし、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知、または、いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 各学期に1回、個別に話を聞く機会としてアンテナ週間を設定する。また、「生活面についてのアンケート」(年1回)を実施し、相談内容、アンケート内容等について全職員で情報を共有して指導にあたる。
- エ 「いじめSOS BOX」を設置して、生徒からの声(アンケート方式)が常時確認できるようにする。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止	早期発見	いじめ・不登校対策委員会	保護者・地域との連携
4月	健康観察の実施(毎日)【全】 学校生活オリエンテーション【全】 相談室の周知【全】	「いじめSOS BOX」の設置	いじめ基本方針の周知 生徒情報	学校関係者評価委員会 毎月ゼロの日(街頭指導) PTA総会 授業参観、学年・学級懇談会
5月	健康観察の実施(毎日)【全】 「道徳:協力すること」【全】 オリエンテーション合宿【1】		生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 個別懇談会
6月	健康観察の実施(毎日)【全】 産業現場等における実習【2、3】 「道徳:暮らしの中の誘惑、危険」【全】 前期校内実習【1】	面談週間(アンテナ週間:各クラス)【全】	生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 授業参観・学年・部活動懇談会 就労支援を考える会
7月	健康観察の実施(毎日)【全】 地域奉仕活動【全】 「総合:SNSについて」【全】 e-ネット安心講座【全】	第1回心の相談の実施【全】 「生活面についてのアンケート」の実施【全学年】	生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導)
8月	健康観察の実施(毎日)【全】			個別懇談会
9月	健康観察の実施(毎日)【全】		生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 授業参観、学年懇談会
10月	健康観察の実施(毎日)【全】	面談週間(アンテナ週間:各部活動)【全】	生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 先輩に学ぶ会
11月	健康観察の実施(毎日)【全】 地域奉仕活動【全学年】 「道徳:人権を考える」【全】	第2回心の相談の実施【全】	生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 学校祭、バザー
12月	健康観察の実施(毎日)【全】 全校集会(人権講話)【全】 野外活動【2】 修学旅行【3】		生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 学年、個別懇談会
1月	健康観察の実施(毎日)【全】		生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 学校評議員による授業参観
2月	健康観察の実施(毎日)【全】 後期校内実習【1】 産業現場等における実習【2】	第3回心の相談の実施【全】	自己評価 生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 授業参観、学年懇談会
3月	健康観察の実施(毎日)【全】	「生活面についてのアンケート」の実施【1、2】 面談週間(アンテナ週間)【1、2】	学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針の見直し」 生徒情報	毎月ゼロの日(街頭指導) 個別懇談会 学校関係者評価委員会で自己評価の評価を行う

※ 生徒会役員を中心に挨拶運動を実施している。(不定期) 【】…学年